

四日市市告示第116号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成29年 3月24日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 市民緑地「かわらだ竹林公園」
- 2 市民緑地の区域 四日市市河原田町字三神山 3127
- 3 市民緑地の管理期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(都市整備部都市計画課)